



## 監事に就任しての雑感

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監事 今川 嘉典

1 私は、令和5年6月17日に開催された第29回公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）定時総会において、監事に選任された。

リーガルサポートは、平成11年に設立され今年で25周年を迎える。現在ではその会員数が個人会員約8,500名、法人会員約270人と大きな組織になり、設立以来高齢者・障害者等の権利擁護活動に邁進し、成年後見制度の普及と発展に貢献してきた。常に当該制度におけるトップリーダーとしての地位を保ちながらである。

私は、設立25周年を迎える今、全国の司法書士（リーガルサポート会員でない司法書士も含めて）が、あらためてその実績を誉とし、かつ、リーガルサポートが担う責任の重さを再認識すべきと考える。

本稿が掲載される時には就任して10か月が経過していることになるが、監事としての雑感めいたことを述べてみる。

2 リーガルサポートは、その財務運営と組織運営に関して、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との間で合同会議を組成して、平成31年3月から令和4年9月まで、財務運営改革に関する会議29回、令和2年7月から令和5年1月まで、組織運営改革に関する会議21回を開催し（私は、当時の日司連の立場でこれらの会議に参加した。）、日司連から指摘を受けた諸課題につき検討、協議を重ね、いくつかの改革を実現した。

改革の主なものとして、財務運営については、一定の基準を超えた支部遊休財産をリーガルサポート本部会計に繰り入れること、並びに全国どの支部においても同一の基準で司法書士会に対する事務委託費を支払うこと等が令和5年度から実施されている。この改革は、各司法書士会の理解と協力がなければ実現できなかったものであるが、内容としては、法人全体のガバナンスを保ちながら、支部の財務運営の独自性と安定性を図るものでもある。引き続きリーガルサポート本部と日司連、各支部と各司法書士会とが協力しながら改革案を遂行していくこと、さらには事務委託費の基準の見直しも含めて継続して検討することが求められる。

また、組織運営については、理事長候補者としての理事の選挙を行うこと、選挙理事を従来の3名から6名に増やすこと、並びにブロック推薦理事8名を選任すること等の役員に関する改革と、総会運営の革新的試み（会員がオンラインで総会に出席し、オンラインで質疑や議決権の行使をすることを可能とするいわゆるハイブリッド出席型総会の実施。）等の改革が、これも令和5年度の総会から実施されている。これらの改革は、会員一人一人がリーガルサポートの組織員としての帰属意識を強め、より多くの会員が法人の意思決定に直接関与することによって、法人全体の活動の活性化に資するはずである。今後は、様々な個性を持つ会員がリーガルサポートの執行に参画すること、令和5年度の第29回定時総会では出席者が会場出席者

5,724名（委任票5,587含む）、リモート出席者547名（委任票464含む）であったが、さらに出席者が増えていくことが望まれる。

- 3 リーガルサポートは、未成年後見制度に係る事業を法人の目的として加えることにつき令和5年8月、内閣総理大臣の認定を受けた。

成年後見制度における実績が評価されて、すでに、少なくない数の事案において全国の司法書士が未成年後見人に就任している（令和4年12月末時点、新受239件、継続621件）ところであるが、未成年者の権利を擁護し、健やかに成長する過程をサポートする者（特に専門職として信頼のおける者）の需要に対し、リーガルサポートが組織的に対応し、良質でレベルの高い未成年後見人を供給していくことは非常に意義あることである。

現在、未成年後見人及び未成年後見監督人の養成研修カリキュラムの策定や指導監督システムの構築等について、着々と準備が整いつつある段階である。リーガルサポートが、今後設立以来成年後見制度で培ってきた経験をフルに活かして、未成年者の権利擁護に貢献することを期待するものである。

- 4 現時点において、支部活動が停止している、あるいは支部機能が十分に働いていない支部が存在しており、今後支部会員数が減少していくと、それらの支部について存続の危機にまで発展する恐れがある。もともと当該支部が属する司法書士会の会員数が少なく、それに応じて支部の規模も小さくなる結果、当該地域における成年後見人等の供給を他の組織・団体が担うことになり、支部の存在意義が薄れていくという悪循環があるように思われる。リーガルサポート本部は、当該支部特有の事情・環境を十分に把握し対応していくことが必要であるのはもちろん、全国の会員が支部の問題は法人全体の問題であるとの認識を持つこと、本部が当該支部に対してどのような方法でどこまでテコ入れをするか、また当該支部の周辺の支部がどのような協力体制をとることができるかについても検討すべきではなかろうか。現在、財政的支援に加え支部機能の回復のための具体的な方策が検討され、支部規則の改正に着手しているところであるが、さらには、この問題が先述したように構造的な問題に起因するのであれば、支部の区域割を再検討する等の抜本的な改革も必要になると思う。
- 5 会員による不祥事は、残念ではあるが存在する。現在、特定の会員に対する通帳の原本確認、全件通帳確認等の方策がとられ、一定の要件に該当した場合に業務報告書に通帳の全過程を提供する等の方策が検討されているが、これらは、不正の抑止力を高める方策である。高齢者・障害者・未成年者の権利擁護や財産の保護の観点からは、それらに対する専門職の侵害はあってはならないものであり、不祥事ゼロが本来の姿である。いたずらに会員や支部及び本部の執務管理部門に過大な負担を課すわけにはいかないが、専門職としての執務を尊重しつつ、支援信託制度や支援預貯金制度を併用するなどの方策も引き続き検討していただきたいと考える。
- 6 組織に課題はつきものであり、変化を余儀なくされるものである。今後も、リーガルサポートは、常に課題に向き合い解決を模索し、変化を恐れずに改革を実行していく組織であってほしいと思う。